

参考資料集



内閣府 民間資金等活用事業推進室

SPC株式等の流動化について

検討・調査経緯

- SPC株式等の流動化は、ガイドライン等で『株式譲渡が事業実施の継続を阻害しない』等の条件を満たす場合はSPC株式譲渡を承認するものとされているが、管理者等の理解が得られない等の理由により、SPC株式の流動化の実績は1件のみである。
この状況を踏まえ、令和元年秋以降、計画部会等でSPC株式等流動化の進め方について議論を行い、各委員から以下の指摘があった：
 - ✓ SPC株式の流動化は、民間事業者にとっての早期の資金回収を実現し、新規インフラ事業の取組促進に繋がり、PFI事業の更なる促進に資する
 - ✓ 流動化を進める分野や流動化を認める仕組みなどについて、事業の継続性等が担保されるよう考慮する必要があり、慎重に検討を行う姿勢が必要
 - ✓ 自治体としては代表企業の継続性や第三者株主の登場などによる経営攪乱リスクを懸念しており、無議決権株等の活用推進をガイドライン化するのがよいのでは
- 上記議論を踏まえ、令和2年7月にはPPP/PFI推進アクションプラン（令和2年度改定版）に検討施策として、以下の通り追記：
 - ✓ 『SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がり、PFI事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式の流動化の促進に向け、管理者等関係者の理解が得られやすいと考えられる譲渡先や譲渡後におけるSPCの運営のあり方等をガイドライン等において具体的に示すなどの環境整備を行う。』

SPC株式等の流動化について

検討・調査経緯（続き）

- PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）の記載を踏まえ、令和2年9月に事業者及び管理者へのアンケート等を実施し、以下の状況等を確認：

事業者へのアンケートより：

- ✓ 長期的に売却を検討している事業者は、自社資金負担の軽減等の理由で、一定程度存在する
- ✓ 一方で、現状では安定稼働に至っている事業等が少ないこともあり、短期的に売却を検討している事業者は少ない

管理者へのアンケートより：

- ✓ 『譲渡先の性質として、事業の継続的な実施を阻害する恐れのないもののイメージ』として、「公募時に設定された参加資格を満たす者」や、「譲渡元企業の同業他社」を挙げる団体が多い一方、「公的性の高い機関投資家」や「地域性の高い金融機関」を挙げる団体は少ない
- ✓ 『譲渡後のSPC体制として、事業の継続的な実施を担保するもののイメージ』として、「SPCとして事業運営の遂行能力は保持されている」、「SPC代表企業の変更なし」、「事業の実質的な運営者は変更なし」とする団体が多い

- 上記アンケート結果等を第24回計画部会（令和2年11月17日）で説明し、以下の意見を得た：
 - ✓ 本課題については、当初の主な課題認識としては機関投資家や金融機関からのリスクマネー供給を狙ったものであるため、取組の意義などを改めて整理し周知の必要がある
 - ✓ 流動化については慎重に進めるべきであり、その意味でも取組意義は改めて整理の必要がある
- その後、事務局にて金融機関や管理者等関係者へのヒアリングを実施し、以下を確認
 - ✓ 管理者の理解の得られやすい資金回収手法としては無議決権株式や劣後ローン等議決権のない資本性資金が考えられるが、既存のSPCにおけるファイナンス構成としては無議決権株式よりも劣後ローン・劣後社債等の活用例が多い状況である

人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI導入促進について

これまでの経緯等

- これまで「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月）」等に基づいて、人口20万人以上の団体を中心に、優先的検討規程の策定及び運用によりPFI事業の導入促進が図られてきたところ。
一方、人口20万人未満の中小規模の地方公共団体は、PPP/PFI手法の導入を検討する体制や制度が未整備であることやノウハウ不足等の課題を抱えている。
- このため、「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）において、「人口20万人未満の自治体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる」、「各取組方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用推進委員会等の議論を踏まえて具体化し、2021年6月頃公表予定のPPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）において明示する」とされたところ。

（参考）現在の優先的検討等の促進に関するKPI（改革工程表、PPP/PFIアクションプラン）

○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体

※人口20万人以上の地方公共団体を中心に、優先的検討規程が策定され、適切に運用される前提。

○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018～2020年度に200団体

○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018～2020年度に600団体

人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI導入促進について

人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFIの導入を促進するため、新たに以下のKPIを設定する

- ①人口10万人以上（20万人未満）の地方公共団体において優先的検討規程の策定を2023年（令和5年）度末までに行う【新規】
- ②優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：
2024年（令和6年）度末までに334団体【現目標の見直し（上方修正）】
- ③ 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：
2021年（令和3年）度～2023年（令和5年）度に550団体【現目標の更新（重点化）】
- ④ 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：
2021年（令和3年）度～2023年（令和5年）度に200団体【現目標の更新（重点化）】

(参考)優先的検討規程の策定・運用及びPFI事業の実施状況

- 人口20万人以上の地方公共団体の約6割でP F I 事業を実施。
- 人口20万人未満の地方公共団体のうち、人口10万人以上の団体では約4割がP F I 事業を実施。

(令和2年3月末時点)

策定団体		団体総数	規程策定済みの 団体数		規程に基づき令和元年度 までに具体案件を 検討した団体数(※2)	令和元年度までに PFI事業を実施した団体数	
国		13	12	92.3%	5	8	61.5%
地方公共 団体	都道府県	47	47	100.0%	31	35	74.5%
	政令指定都市	20	20	100.0%	19	19	95.0%
	人口20万人以上の団体	111	83	74.8%	57	62	55.9%
	小計	178	150	84.3%	107	116	65.2%
	人口20万人未満 10万人以上の団体	156	23	14.7%	15	61	39.1%
	人口10万人未満 5万人以上の団体	256	12	4.7%	9	52	20.3%
	人口5万人未満 1万人以上の団体	686	7	1.0%	3	70	10.2%
	人口1万人未満の団体	512	2	0.4%	1	15	2.9%
	小計	1,610	44	2.7%	28	198	12.3%
	合計	1,788	194	10.9%	135	314	17.6%

(※1) 件数、実施団体ともにH11からの累計数

(※2) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

補助金等の交付の際における優先的検討の要件化および 地方公共団体が要するアドバイザー費用に対するより適切な支援について

○補助金・交付金等制度におけるPPP/PFIの導入検討の要件化について、卸売市場、水道施設等、公立義務教諸学校等、警察施設の4事業分野を追加。

○PFI事業を実施するにあたり必要なアドバイザー費用の適用拡大について、一般廃棄物処理施設、水力発電施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設の5事業分野を追加。

あわせて、内閣府から各省庁に対し、地方負担について必要な対応の検討を要請。

※令和3年度より、環境省の「循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）」の調査費に係る地方負担に地方財政措置を講じることとしている。

令和2年度末時点

下表色付き箇所：新たに追加された事業分野

各省庁補助金・交付金制度におけるPPP/PFI導入検討要件化および アドバイザー費用の適用の状況			
補助対象施設	所管省庁	PPP/PFI導入検討要件化	アドバイザー費用の適用
一般廃棄物処理施設	環境省	○	○
浄化槽		○	○
水道施設等	厚生労働省	○	○
公立義務教育諸学校等	文部科学省	○	×
国立大学		×	○
農業集落排水施設等	農林水産省	○	○
漁港施設等		×	○
中央卸売市場、地方卸売市場		○	×
工業用水道施設	経済産業省	×	×
水力発電施設		×	○
下水道施設等	国土交通省	○	○
都市公園		○	○
公営住宅		○	○
市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等		○	○
警察本部、警察署等	警察庁	○	○
防衛施設周辺の道路、公園、水道、ごみ処理施設等の公共施設	防衛省	×	○

PFI事業の契約書に関する情報提供について

◆目的◆

実際に締結したPFI事業の契約書を分野別に収集・整理・分析し、それをホームページで公表することで、PFI事業の実施を検討する地方公共団体の事業契約書作成に係る負担軽減を図る。

PPP・PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（抜粋）

3. 推進のための施策（2）地方公共団体等へのPPP／PFI導入促進に向けた積極的な支援

ii) マニュアル等の整備・周知による地方公共団体の負担軽減

②これまで締結された事業契約書を整理・分析し、地方公共団体等がより適切な事業契約書を作成できるように、引き続き、必要な情報提供等を行う。（以下略）

①これまでの取組（～令和2年度）

- ・地方自治体からPFI事業の契約書（案）を収集し、令和2年4月に内閣府ホームページ上で公表した。
- ・契約書（案）の掲載にあたっては、エリア（地域）、事業分野ごとに団体の種別や人口規模、事業方式を体系的に整理した。
- ・令和3年3月末現在、182事業の契約書（案）を掲載している。

②令和2年度における取組

- ・PFI事業の契約書（案）と実際に締結された契約書の異同について87事業を整理・分析し、その中から、契約協議において契約書（案）が変更となっている事例を取りまとめ、新たにホームページに掲載した。（令和3年3月）



内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） > PFI関係法令・ガイドライン等 > PFI契約書情報

PFI契約書情報

各地方公共団体が実施しているPFI事業の契約書（案）を、エリアや人口規模・事業分野・事業方式・事業類型ごとに公表します。

掲載している契約書（案）については、公表された年次の法令等に基づき作成されています。その後、法改正等が行われている可能性がありますので、本契約書（案）を参考とされる場合には、最新の法律を引用するようにしてください。

エリアから探す

- ・北海道・東北エリア（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・関東エリア（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
- ・中部エリア（新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県）
- ・近畿エリア（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・中国エリア（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・四国エリア（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ・九州・沖縄エリア（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

事業分野から探す

- ・教育と文化
- ・生活と福祉
- ・健康と環境
- ・産業
- ・まちづくり
- ・あんしん
- ・庁舎・宿舍
- ・その他

PFI事業契約協議において契約書（案）が変更された事例

これまでに実施されたPFI事業のうち、契約協議において契約書（案）が変更された事例をとりまとめましたので、契約協議等の参考としてご活用ください。

なお、衆文例は分析等する中で見られた一例を示しているに過ぎず、必ずしも衆文に規定することを求めるものではありません。実際の契約書の作成にあたっては、個別の契約ごとに個々の事情、施設の特性等を考慮の上、ご作成いただきますようお願いいたします。なお、下記の衆文では概要のみ示しています。

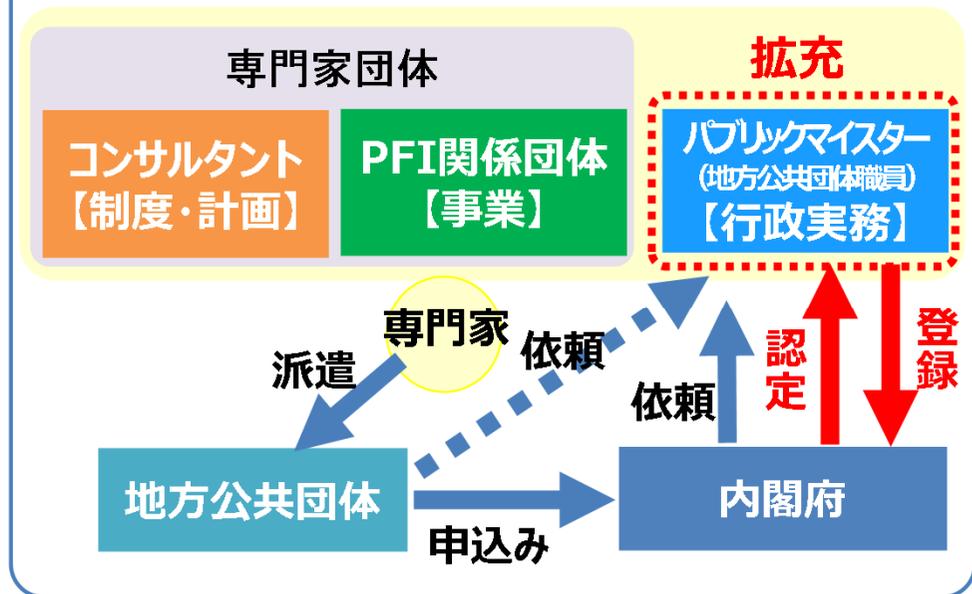
- ・PFI事業契約協議における調整箇所と考え方（PDF形式：235KB）

専門的な人材の活用について

専門的な人材の活用スキームの構築

- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応等の庁内合意形成など、行政実務に関する実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体職員等を、「（仮称）PPP/PFIパブリックマイスター（PPP/PFI行政専門家）」として、内閣府において認定・登録し、登録者名簿を作成し、内閣府ホームページで公表
- 内閣府専門家派遣制度※1において地方公共団体にPPP/PFIパブリックマイスター等を派遣※2
 - ※1 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度
 - ※2 公表された名簿を参照し、地方公共団体が専門家を選定して直接対応を依頼することも検討
- PPP/PFIパブリックマイスターの交流や継続的な研鑽を図るため、「（仮称）専門家連絡会議」を設置し、ワークショップや座学形式による研修や情報共有できる場として活用することを検討。

【人材活用のスキーム図】



運用開始に向けたスケジュール

5月

- ・専門家募集
(各省への推薦依頼)

6月

- ・専門家の認定、名簿登録
- ・公表

7月～

- ・運用開始
(専門家の派遣)